

# 調達説明書・仕様書

公 告 日  
令和4年 6月 1日

本入札に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ、入札に参加してください。  
※本案件は書面による入札となります。

## 1 事項及び内容

案件名 : 職員用被服(マジック靴)の単価契約  
内容(仕様): P 6 仕様書及び別添「仕様書兼基準品一覧」のとおり

## 2. 単価契約期間及び納入場所

### (1) 単価契約期間

令和4年7月1日 ~ 令和5年6月30日 (12ヶ月)

但し、双方異議なき場合には、最長3年まで契約を延長できるものとします。

### (2) 納入場所

四日市市大字日永 5450 番地 132

三重県立総合医療センター 6階北側倉庫

納期は電話・FAXによる発注の日から原則として10日以内とします。

契約期間中は不定期に不定数発注を行いますので、随時受注対応可能な業者を入札参加の条件とします。

## 3. 入札参加資格及び落札者に必要な資格

### (1) 入札参加資格

ア 当該競争見積に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 三重県内に本支店を有していること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

### (2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 4. 落札候補者に求められる義務

落札候補者にあつては、入札実施後に次の書類を13⑥に示す締切日時までに提出していただきます。

提出した証明書等について、説明等をお願いする場合があります。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納の税額がないことの証明)」(所管税務署が過去6月以内に発行したもの。)の写し

(2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの。)の写し

## 5. 入札方法及び落札者の決定方法について

(1) P 4 「入札に際しての注意事項」によるものとします。

(2) 落札候補者について、3の(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。

## 6. 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てを

されている者（以下これらを「更生（再生）手続き中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、地方独立行政法人三重県立総合医療センター会計規程（以下、「会計規程」という。）第46条第3項の規定により、契約保証金を免除することがあります。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 契約は、下記「事務担当」に記載する所属で行います。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

## 7. 監督及び検査

契約書を締結する場合は、契約条項の定めるところによります。

## 8. 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

納品等検査の後、適正な請求書を受領した日から30日以内に口座振込により支払います。

## 9. 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 10. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 11. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、本院の締結する契約について、落札資格停止等の措置を講じます。

## 12. その他

(1) 仕様書及び入札に関する疑義、確認等は、直接お越しいただくか、郵送・FAXにより13にある各締切日時までに行うものとします。

(※回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いいたします。)

(2) 本入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(4) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(5) その他必要な事項は、会計規程及び地方独立行政法人三重県立総合医療センター契約事務取扱規程（以下、「契約事務取扱規程」という。）に規定するところによります。

(6) 入札参加者が1者になった場合は入札を中止又は延期する場合があります。

### 13. 期間等の設定

#### ① 質疑応答の提出締切日時

令和4年6月3日（金）13：00まで

結果回答日 令和4年6月7日（火）17：00までに行います。

※質疑は、直接お越し頂くか、郵送・FAXで行ってください。  
郵送・FAXの場合は、必ずその旨下記「事務担当」へご連絡下さい。  
回答は、三重県立総合医療センターホームページ上で行います。

#### ② 同等品申請の締切日時

令和4年6月3日（金）13：00まで

結果回答日 令和4年6月7日（火）17：00までに行います。

※申請するサンプルと物品のカタログ等をご持参頂くか、FAXでお送り下さい。  
郵送・FAXの場合は、必ずその旨下記「事務担当」へご連絡下さい。  
※同等品申請は「仕様書兼基準品一覧」で同等品「可」の品目のみ可能です。

#### ③ 競争入札参加資格確認申請書等提出の締切日時

令和4年6月3日（金）13：00まで

※競争入札参加資格確認申請書は、直接お越し頂くか、郵送・FAXで行ってください。  
郵送・FAXの場合は、必ずその旨下記「事務担当」へご連絡下さい。

#### ④ 入札書提出の締切日時

入札書提出日 令和4年6月10日（金）10：00まで

※入札書の提出は、書面により下記「事務担当」へ持参して下さい。（郵送・FAX・メール不可）

入札書内訳書の提出要否 否

#### ⑤ 開封の日時

入札書開封日 令和4年6月10日（金）10：15

入札書を提出された事業者で開封への立ち会いを希望される場合は、事前に下記「事務担当」へご連絡下さい。

#### ⑥ 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

令和4年6月17日（金）10：00まで

提出場所：下記「事務担当」に提出してください。

#### ⑥ 契約書作成の要否

(  要 ・ 否 )

#### ■ 事務担当

地方独立行政法人三重県立総合医療センター 事務局総務課 伊藤

電話 059-345-2321（内線2601） FAX 059-347-3500

## 入札に際しての注意事項

- 1 本案件の（１）及び（２）は参加資格、（３）から（６）は落札資格となります。
  - （１）見積合わせに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
  - （２）見積参加地域の要件を設定した場合は、それに該当している者であること。
  - （３）三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
  - （４）落札資格停止要綱により落札資格停止を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
  - （５）三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
  - （６）該当の案件を履行するにあたり、許認可等必要な資格を有している者であること。
- 2 落札候補者は、落札資格の確認のため、発注所属が指示する提出期限までに、次の書類を提出してください。（案件の金額等により提出を免除することがあります。）
  - （１）すべての県税に係る納税確認書の写し及び消費税及び地方消費税に係る納税証明書の写し（６ヶ月以内に発行のもの）
  - （２）１の（６）を証明する書類の写し（必要とする場合に提出）
- 3 本案件は書面による入札となります。
- 4 入札価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に１００分の１１０を掛けた額）としてください（契約金額は、１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）。
- 5 事務担当者は、必要に応じ資料等の提出を求めることができますものとします。
- 6 入札額同額による落札候補者が二人以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します。
- 7 落札候補者となるべき者がいない場合は、再入札を行います。ただし、執行回数は、原則として２回を限度とし、この限度内で落札候補者がいない場合は入札を打ち切ります。
- 8 次のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の入札書は無効と取り扱います。

  - （１）入札に参加する資格のない者が見積したとき。
  - （２）入札者又はその代理人が同一事項の見積に対し二以上の入札をしたとき。（例：同じ事業者の本店、支店が同一案件に入札を行った場合）
  - （３）入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
  - （４）入札に際して談合等の不正があったとき。
  - （５）入札保証金を納付する場合に、その額が規定する額に満たないとき。
  - （６）入札者が定刻までに入札書を提出しないとき。
  - （７）入札者が提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき。
  - （８）その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
  - （９）再度入札において、入札価格が前回の見積における最低額と同額以上の見積をしたとき。
- 9 契約保証金は、契約金額の１００分の１０以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の１００分の３０以上とします。

また、地方独立行政法人三重県立総合医療センター会計規程（以下、「会計規程」という。）第46条第3項の規定により、契約保証金を免除することがあります。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去３年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。
- 10 受注者が、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

- 1 1 受注者は、契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- 1 2 契約締結権者は、受注者が1 1のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- 1 3 契約書の作成、提出については、契約事務取扱規程第24条によります。
- 1 4 入札者が1者となった場合に見積を中止又は延期する場合があります。
- 1 5 公告に記載がない事項については、地方独立行政法人三重県立総合医療センター会計規程に定めるところによります。

# 仕 様 書

## 1. 調達案件及び基準品

### 【同等品可品目】

スニーカー（マジックタイプ）

- ※ 詳細は別添ファイル「仕様書兼基準品一覧」のとおりです。
- ※ 単価契約となりますので、1着又は1足あたりの金額（税抜き）を記載して下さい。
- ※ 単価契約を締結した物品が生産中止等の理由により供給できない場合は、別途協議の上、同等品以上と認められる物品を供給するものとします。

## 2. 同等品申請時の注意事項

- (1) 同等品は基準品と材質、仕様、色等が機能的、品質的に同等以上であって、定価は概ね基準品以上であることとします。
- (2) 申請時には、現物とカタログ等資料を「事務担当」まで提出して下さい。